

閱覽用

令和3年 第6回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年6月3日
神崎市農業委員会

令和3年6月 第6回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年6月3日（木）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人（農委利用最適化推進委員）1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 野田 豊委員 5番 八谷 敏委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

（参考 議案の内容）

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画 利用権設定関係について 25件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

委員の皆さまには、ご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。これからも、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解いただきながら開催いたしますので、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆さんおはようございます。

皆様には大変お忙しい中ご出席くださりありがとうございます。

もう脊振では田植えが終わったところでしょうかね。こちらの方では麦刈りがだいたい終わり、次の田んぼの準備をしているのでありますが、これからも頑張ってもらわなければならないところでもありますので、皆さんには体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。と思っています。

それでは、只今から令和3年 第6回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名です。ありがとうございます。全員出席により本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、4番 野田委員と 5番 八谷委員を指名します。よろしく申し上げます。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第3号までの、3議案の30件です。

報告は、第1号の4件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は千代田町詫田 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆145㎡及び一体利用の〇〇 704.36㎡の合計849.36

m²であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。位置図などは4ページと5ページに添付しております。

本件は、現地は既に〇〇として利用されていまして、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを顛末書として提出しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、5月31日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無く地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、追認申請となっており、申請地は既に〇〇として利用されておりますが、始末書を提出され反省されております。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番から4番の申請は、所有権の移転で、申請地の土地の所在、地番、地目、面積や対価、譲渡人、譲受人、申請事由などは記載のとおりです。

1番は、農地区域に指定した空き家に付随した農地を、空き家を取得する者が家庭菜園の目的で取得するものであります。

2番は、親族間の贈与で、3番は、譲受人は農事組合法人の中心的構成員で、隣接農地の管理者であります。

4番は、長年利用権設定されている譲受人が取得するものであります。

それぞれの申請要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 申請地の位置図を5ページから8ページに添付しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

○利用権設定関係総括表

神埼町、新規5件、再設定9件、計14件。 内訳は、田35筆、55,212㎡。

千代田町、新規2件、再設定9件、計11件。 内訳は、田18筆、44,678㎡、畑1筆、155㎡、計19筆、44,833㎡。

神崎市合計25件。 内訳は、田53筆、99,890㎡、畑1筆、155㎡、計54筆、100,045㎡ となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから3ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページから3ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は3ページにあります、田15筆、22,887㎡であります。主に、地域の担い手や営農法人との利用権設定で、4番、5番については、農地中間管理事業の活用による農事組合法人との利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページから7ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページから7ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は7ページにあります、田20筆、32, 325㎡であります。主に、地域の担い手や営農法人との利用権の再設定で、8番と9番については、農地中間管理事業の活用による農事組合法人との利用権設定となっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書8ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書8ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田2筆、5, 736㎡で、2番については、農地中間管理事業の活用による農事組合法人との利用権設定となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

せんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書9ページから11ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書9ページから11ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は11ページにあります、田17筆 39, 097㎡であります。

主に、地域の担い手や農事組合法人との利用権および期間借地の再設定です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番樋口委員挙手)

議 長

樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。何かあらためてお尋ねすると思えますけど、これって再設定じゃなくて新規じゃないかと思うんですけども、どうしてで

すかね。 お願いします。

事務局

お答えします。 利用権申出書を受付するときに過去1年間のうちに利用権設定がされていたかどうかを確認します。 1年以内であれば再設定とします。

新規は、全く新規の申し出であるか、以前の利用権設定の終了から1年以上経過している場合になります。 新しい借受人と設定し直した場合でも、以前の利用権設定終了から1年経っているかどうかで新規か再設定か区別します。

よろしいでしょうか。

7番 樋口委員

うーん、そうですか。 前にも聞いたと思ったんですけど、わかりました。

議長

よろしいですか。 他に質疑などありますか。
(ありませんの声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

申請番号1番から4番は、農業経営基盤強化促進法活用した賃貸借契約の合意解約で、その後は、所有権移転されるもの、また、新たに中間管理事業を活用して農事組合法人と再設定されるものがあります。

報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

では、無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第6回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会